

指定計画相談支援・指定障害児相談支援 重要事項説明書

酒田市社会福祉協議会相談支援事業所

[当事業所は酒田市の指定を受けています]

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び第77条の規定、「障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第5条の規定並びに「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第5条の規定に基づき、本事業所の概要や提供するサービスの内容その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項をサービス利用希望者に対して説明するものです。

1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 酒田市社会福祉協議会
法人所在地	山形県酒田市新橋二丁目1番地の19
設立年月	昭和27年設立 (法人化 昭和45年7月)
代表者氏名	会長 桐澤 聡
電話番号	0234-23-5765
法人の目的	本法人は、障がい者の意向を尊重し、多様なサービスを総合的に提供するよう創意工夫することにより、障がい者が自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として活動しています。
法人の事業	指定特定相談支援(者) 平成25年4月1日 酒田市指定 事業所番号 0630400075 指定障害児相談支援 平成25年4月1日 酒田市指定 事業所番号 0670400076 指定居宅介護事業所経営 ・指定居宅介護 平成23年12月26日 山形県指定

2. 事業所の概要

事業所名	酒田市社会福祉協議会相談支援事業所
所在地	山形県酒田市新橋二丁目1番地の19
電話番号	0234-23-5504
開設年月日	平成25年4月1日
管理者氏名	菅原正成

3. 事業の目的・運営方針

- ・指定計画相談支援及び指定障害児相談支援は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ちながら、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮するとともに、利用者又は障がい児の保護者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- ・指定計画相談支援及び指定障害児相談支援は、利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。
- ・市町村及び多様な事業者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるとともに、自らその提供する指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図ります。
- ・関係法令等を遵守します。

4. 職員体制

職 種	人 数	勤務形態	資 格
管 理 者	1 人	常勤・兼務	
相 談 支 援 専 門 員	1 人	常勤	相談支援専門員・社会福祉士・介護福祉士 介護支援専門員・精神障害者の対応に特化した 研修会・強度行動障がい支援者研修修了
	0.5 人	常勤・兼務	

5. 営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日～金曜日（但し、日曜日、国民の祝日及び12月29日～1月3日は休業）
営 業 時 間	午前8時30分～午後5時15分

上記の営業日、営業時間のほか電話等による24時間常時連絡が可能な体制をとります。

6. 通常の事業実施地域

酒田市、遊佐町及び庄内町の全域

7. 指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の提供方法及び内容

(1) サービス内容

① 計画作成の流れ

利用者の日常生活全般を支援する観点から、利用者又は障がい児の保護者によるサービスの選択に資するよう、地域における指定障がい福祉サービス事業者、指定障がい児通所支援事業者、指定一般相談支援事業者に加え、地域住民による自発的な活動によるサービス等も含めて、そのサービスの内容、利用料等の情報を適正に提供します。

利用者及びその家族に面接して、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を確認し、利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行います。

把握した課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類等を記載したサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の原案を作成し、利用者又は障がい児の保護者に交付します。

支給決定等が行われた後に、支給決定等の内容を踏まえて変更を行ったサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の原案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、計画の原案の内容を説明するとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めます。

担当者から専門的な見地からの意見を求めたサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者又は障がい児の保護者の同意を得た上で、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画を完成し、利用者及び障がい児の保護者並びに福祉サービス等の担当者に交付します。

(2) サービス等利用計画・障害児支援利用計画のモニタリング等の実施

計画の実施状況の把握及び計画の変更等	利用者及びその家族、福祉サービス等の事業者との連絡を継続的に行いつつ、作成したサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の実施状況を把握、及び利用者についての継続的な評価（モニタリング）を行い、必要に応じて計画の変更、関係者との調整を行います。また、新たな支給決定等が必要であると認められる場合には、利用者又は障がい児の保護者に対し、支給決定等に係る申請の勧奨を行います。
入所施設等への紹介又は地域生活への移行に係る情報提供	利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となった場合又は利用者が指定障がい者支援施設、指定障がい児入所施設若しくは精神科病院への入所又は入院を希望する場合は、入所施設等への紹介を行います。また、入所施設等から退所又は退院しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう援助します。

8. 利用料金

相談支援利用料 (別紙参照)	厚生労働大臣が定める基準額を支給決定市町村より代理受領します。なお、代理受領した利用料の額については、利用者に通知します。
-------------------	---

9. 事故発生時の対応

利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講じるほか、下記のご家族等へ速やかにご連絡いたします。また、利用者に対する指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【本事業所が加入する損害賠償保険の内容】

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	総合保険
補償の概要	不慮の事故及び過失によって利用者の損実の補償

10. サービス利用に関する留意事項

(1) 虐待の防止のための措置

本事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じています。

- ① 虐待の防止に関する責任者の選定 【虐待防止責任者】 管理者 菅原 正成
- ② 成年後見制度の利用支援
- ③ 苦情解決体制の整備
- ④ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(2) サービス利用にあたっての禁止行為（利用者・相談支援専門員）

次に掲げる行為を禁止します。

- ① 暴言・暴力・嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
- ② パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為
- ③ サービス利用中の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載すること

(3) 感染や災害への対応

- ① 本事業所は、職員に対し感染症予防及びまん延防止の為の研修及び訓練を定期的実施します。
- ② 本事業所は、感染症や災害の発生時に継続的にサービス提供できる体制を構築するため、業務継続計画を策定し、対応力の向上を図ります。

11. サービスに関する苦情を受け付けるための窓口

【本事業所の苦情窓口】

受 付 日	月曜日～金曜日。ただし、国民の祝日、12月29日～1月3日を除きます。
受 付 時 間	午前8時30分～午後5時15分
電 話 番 号	0234-23-5504

【第三者委員】

澤邊みさ子 氏	東北公益文科大学 教授
佐藤 完司 氏	山形県司法書士会酒田支部
小林 悟 氏	酒田市民生委員・児童委員協議会連合会

本事業所では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関又は山形県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

【外部苦情相談窓口】

酒田市健康福祉部地域福祉課 (障がい福祉係)	所 在 地	山形県酒田市本町二丁目2-45
	電話番号	26-5733 FAX 23-2258
	受付時間	8:30～17:15
山形県福祉サービス運営適正 化委員会	所 在 地	山形市小白川町二丁目3-31 山形県小白川庁舎内
	電話番号	023-626-1755 FAX 023-622-1623
	受付時間	9:00～16:00

12. 利用者の記録、情報管理及び開示について

本事業所では、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の提供に関する記録を整備し、サービス提供日から5年間保存しています。また、利用者及び障がい児の保護者が他の指定特定相談支援事業所の利用を希望する場合その他利用者からの申出があった場合には、直近のサービス等利用計画又は障害児支援利用計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

【本事業所にて保存している記録】

- ・福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
- ・個々の利用者ごとに次の事項を記載した相談支援台帳
 - サービス等利用計画案及びサービス等利用計画
 - 障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画
 - アセスメントの記録
 - サービス担当者会議等の記録
 - モニタリングの結果の記録
- ・関係機関からの情報提供に関する記録
- ・契約書
- ・重要事項説明書
- ・利用者負担に関する関係書類
- ・利用者に関する市町村への通知に係る記録
- ・利用者からの苦情の内容等の記録
- ・事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

13. 個人情報の取り扱いについて

- (1) 本事業所では、安心して相談支援をご利用いただくために、利用者又はその家族に関する個人情報については、適切に取り扱うとともに、その安全管理に努めます。
- (2) 本事業所では、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者又はその家族に関する個人情報を保持する義務を負います。この守秘義務は契約終了後も同様とします。
- (3) 利用者及び家族の情報については、次の通りとし必要最低限の範囲内で使用することとし、同意を得ない限り使用しません。(なお、本重要事項説明書の署名をもって同意したものといたします)

1. 使用する目的

- (1) 事業者が、障害者総合支援法、児童福祉法に関する法令に伴い、利用者のサービス等利用計画に基づき、障害福祉サービスを円滑に実施するために行うサービス担当者会議において必要な場合
- (2) 利用者の相談を担当している行政機関からの照会に応じる場合
- (3) 利用者が入院等医療機関で受診する際、医療機関に対して個人情報を使用する場合
- (4) 事業者が、利用終了によって利用者を他の施設へ紹介するなどの援助を行うに際し必要な個人情報を使用する場合
- (5) 障害福祉サービス給付費等の請求等のため行政機関への連絡調整において使用する場
合、及び行政からの照会への回答を行うため使用する場
合
- (6) 施設賠償事由等が発生したことにより保険会社等へ情報提供する場合
- (7) 法律で定められた報告、届出、統計等を行うために使用する場
合
- (8) サービスの質の向上のために学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場
合でも、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守するとともにその
都度了解を得ることとします。
- (9) 実習生・ボランティアを受け入れる場合。なお、実習生の場合、ケース担当として対
応する場合は、ご本人に確認できない場合は保護者に、その都度同意を得るものと
します。

2. 使用にあたっての条件

- (1) 個人情報の提供は最低限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れる事のないよ
うに細心の注意を払うこととします。
- (2) 個人情報を使用した会議においては、出席者、議事内容等を記録しておきます。

3. 個人情報の内容

氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等、事業者が相談支援を行うために最低限必
要なご利用者や家族に関する情報

4. 使用する期間

指定特定相談支援利用契約書の有効期間は締結の日から契約者の計画相談支援給付費
の満了の日までとします。

但し、契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約満了の
申し出がない場合、かつ、サービス利用計画作成費の支給対象者として更新された場合、
この契約は同一の内容で更新されたものとします。その後においても同様とします。

※「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別さ
れ、又は識別されえるものを言います。

指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の提供にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要事項の説明を行いました。

事業者

(所在地) 山形県酒田市新橋二丁目1番地の19

(名称) 酒田市社会福祉協議会相談支援事業所

(代表者) 会長 桐澤 聡

説明者 相談支援専門員

(職氏名) 職 _____

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定特定計画相談支援又は指定障害児相談支援の提供にあたり、重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者

(住 所) _____

(氏 名) _____

利用者は、身体の状態等により署名ができなため、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

代筆者

(住 所) _____

(氏 名) _____

(続 柄) _____